

**【第2弾】ぶらり丹波路魅力体験&拡散ツアー事業委託業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 事業目的・概要

本業務は、丹波地域（丹波篠山市及び丹波市）が有する豊かな自然、食、歴史・文化、産業等の多様な地域資源及び大阪・関西万博のレガシーとして展開されるフィールドパビリオンを効果的に活用し、その魅力を広域に発信することで、認知度及びブランド力の向上並びに誘客促進を図ることを目的とする。

このため、情報発信力及び影響力を有するインフルエンサーや著名人等（以下「ゲスト」という。）を対象としたファムツアーを実施し、これまで丹波地域との接点が少なかった層に対して来訪の契機を創出する。

また、ファムツアーの実施にあたっては、単なる視察や体験にとどまらず、ゲストのファン等や一般参加者が参加可能な体験プログラムを組み込むことにより、現地での体験価値を共有・拡散する機会を創出する。

2 業務の内容

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 【第2弾】ぶらり丹波路魅力体験&拡散ツアー事業委託業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 業務委託期間 | 契約締結日から令和9年3月31日（水） |

3 委託費（契約上限額）

1,969 千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

4 スケジュール

期 日	内 容
令和 8 年10月 9 日（金）	公募開始
令和 8 年10月21日（水）	質問受付期限
令和 8 年10月30日（金）	企画提案書提出期限
令和 8 年11月上旬	審査結果通知、契約締結、事業開始
契約締結後	ツアー実施
令和 9 年 3 月31日（水）	事業実績報告（最終）

5 参加資格

公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であつて、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けてい

る必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

- (3) 事業の実施にあたり、委託者との打合せなどに適切に対応できること。
- (4) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員又はこれに準ずる団体等の統制の下にある者
- (6) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次のとおりとする。
 - ① 代表者を選出し、応募等に係るやり取りは代表者が行うこと。
 - ② 申請書の記名等については、全ての構成者が行うこと。
 - ③ 申請については、1 者につき 1 提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり、又は単独で申請を行うことは出来ない。なお、代表者及びその構成者は上記の資格条件をすべて満たす必要がある。

6 募集要項の内容に関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答方法は次のとおりとする。

- (1) 受付期間
令和 8 年 10 月 9 日（金）から同年 10 月 21 日（水）の午後 5 時まで
- (2) 提出方法
質問は、質問書（様式第 5 号）に記載し、電子メールにて本書末記の事務局に提出すること。また、必ず受信を電話で確認すること。
- (3) 留意事項
件名に「プロポーザルに関する質問」と記載すること。
- (4) 質問に対する回答
令和 8 年 10 月 23 日（金）までに、質問者に対して回答の内容を個別に連絡するとともに、質問・回答内容をホームページに掲載する。

7 応募方法

- (1) 募集期間
令和 8 年 10 月 9 日（金）から同年 10 月 30 日（金）の午後 5 時まで
- (2) 提出方法
提出書類は、持参又は郵送により提出すること。
※受付時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

※郵送の場合、電話等により事務局に連絡したうえで、募集期間内に事務局に到着（必着）するように提出すること。

(3) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、A4またはA3で作成し、A3の場合はA4サイズに折りたたむこと。

[提出書類]

	書 類 名	様式	部 数
①	応募申請書	1	1部 (正本1部)
②	提案者概要及び業務実施体制調書 ※業務実施体制調書は任意様式でも可	2	7部 (正本1部, 副本6部)
③	誓約書	3	1部 (正本1部)
④	企画提案書	任意	7部 (正本1部, 副本6部) データ
⑤	経費見積書	4	1部 (正本1部)

(4) 企画提案書について

① 内容

次の内容を必ず含むこととし、その他は任意とする。

ア 実施スケジュール

イ ツアーの行程等の概要案

ウ キャスティングするゲストの詳細

エ 情報発信方法（参加者募集・ファムツアー体験の様子）

オ 類似業務実績

② 作成方法

ア 企画提案書のページ上限は20ページ（表紙・目次除く。A3、A4サイズ横書き、A4サイズ長辺綴、片面印刷）とする。目次を除きページ番号を一連で付し、バラバラにならないように綴じて提出すること。

イ 文書を補完するための、写真・イラストなどは使用可とする。

ウ 文字ポイントは、図表中の文字を除き、12ポイント以上とする。

(5) その他注意事項

① 提出書類の作成、提出等に要する経費は、応募者の負担とする。

- ② 提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。
- ③ 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者選定事務等のために提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。また、企画提案書については、電子データの提供を求めることがある。
- ④ 企画提案書の副本には、企業名、企業ロゴその他提案者を特定できる情報を記載しないこと。

8 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、書類審査の上、業務を委託する者を選定する。

なお、必要に応じて、応募者に対して提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

[評価項目]

項 目	内 容	配点
A 企画	・本事業の目的に沿った提案となっているか。 ・ファンや影響力を有し、多くの参加者の集客が期待でき、幅広い層への認知拡大が期待できるゲストが提案されているか。 ・魅力的なツアー行程が提案されているか。 ・ひょうごフィールドパビリオン、地域の観光資源等のコンテンツの特色を活かしているか。 ・全体スケジュールを含め実現可能な提案であるか。	25
B 実績	・事業実施のノウハウ、実績を有しているか。	5
C 体制	・業務の実施体制は妥当なものであるか。	5
D 経費	・業務内容に見合った適切な経費になっているか。	5
合計		40

(2) 選考方法

- ① 各審査委員の採点を集計し、合計点数が最も高い者を当選者とする。
- ② 各審査委員の採点の平均点が24点（40点満点）に満たない場合は、当選者とししない。
- ③ 本プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施する。

(3) 結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に通知する。

(4) 注意事項

提出書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合には、選定を取消し次点のものを採用する。

9 委託契約の締結

- (1) 選定された事業を提案した事業実施団体と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 甲は、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 100 条第 1 項第 8 号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

10 その他

- (1) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算し見積書に記載すること。
- (3) 次の事項に該当する場合は、無効または失格となることがある。
 - ① 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
 - ② 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
 - ③ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
 - ④ 申請書類に虚偽の内容が記載されているとき
 - ⑤ その他、選考審査において、審査を行うにあたって不相当と認められるとき
- (4) 契約候補者が参加要件を満たしていないことが判明した場合は、当該候補者とは契約を締結しないものとする。この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (5) 応募手続後、都合により参加辞退する者は、辞退届（任意）を提出すること。

11 事務局

兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会事務局 安達

（兵庫県丹波県民局県民躍動室地域共創課内）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 6 8 8

Tel 0 7 9 5－7 3－3 7 8 2 fax 0 7 9 5－7 2－3 0 7 7

E-mail: tambakem@pref.hyogo.lg.jp

[参 考]

○兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会

Web サイト「ぶらり丹波路」

URL : <https://www.burari-tambaji.com/>

○ひょうごフィールドパビリオン特設サイト

URL : <https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

